



子どもたちの笑顔のために 子育て家庭に温かいまなざしを!



体罰NO!!



体罰のない社会の実現を目指して

児童相談所への相談件数は増加しており、親が「しつけ」と称して虐待を行っていたケースもあります。こうしたことを踏まえ、2020年4月1日から親（親権者）などによる体罰禁止が法律で明記されました。



「しつけ」と「体罰」の違いは？



しつけ

子どもの人格や才能を伸ばし、子どもをサポートして社会性を育むこと。

体罰や子どもへの暴言などが繰り返されると心身にさまざまな悪影響が生じる可能性が科学的にも報告されています。



体罰

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)。



こんなことはありませんか？
これらも体罰です！

- 言葉で何回も注意したが、聞かなかったので、叩いた。
- いたずらをしたので、罰として長時間正座をさせた。など

体罰等によらない子育てのために



子どもの心に向き合い、はぐくむことは大変なことです。子どもに腹を立てることは、子育て中の多くの人経験するものです。子育ての負担を抱え込まず、さまざまな支援を利用したり、友人や周りの人に相談するなど、親自身がSOSを出すことも大切です。子育ての悩みを聞きアドバイスするなど、社会全体で子育て家庭を応援することが、体罰等のない社会の実現につながります。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」
(厚生労働省HP)



ご相談ください

子育てで少しでも困ったことがあれば
まずは、お住まいの市町村の子育て相談窓口へご連絡ください。



子育てに関する悩みや不安について

市町村の
子育て相談窓口

各市町村の相談窓口の下記HPへ。
🌐 www.pref.nara.jp/25388.htm



児童家庭支援
センター

- 児童家庭支援センターてんり ☎0743-63-8162
時 平日・日曜日 10時～19時
- 児童家庭支援センターあすか ☎0744-44-5800
時 平日・土曜日 9時～17時



児童虐待に関する情報、里親に関する相談や 子どもの成長・しつけなどのさまざまな問題・心配事について

児童相談所

- 県中央こども家庭相談センター ☎0742-26-3788
- 県高田こども家庭相談センター ☎0745-22-6079
時 平日9時～17時(祝日・年末年始を除く) 面談は要予約
※児童虐待等、緊急相談・通報は、県中央こども家庭相談センターで24時間受付

子どもと家庭に関する
相談電話専用ダイヤル

- 子どもと家庭テレホン相談 ☎0742-23-4152
(親・子どもからの相談を受けています)
時 平日9時～20時 土・日・祝日9時～16時(年末年始を除く)

問 県こども家庭課 ☎0742-27-8605 ㊚0742-27-8107